

令和 5 年 度

中間市健全化判断比率及び
公営企業資金不足比率審査意見書

中間市監査委員

6 中 監 第 195 号
令和6年 8 月13日

中間市長 福 田 浩 様

中間市監査委員 武 藤 淳
中間市監査委員 安 田 明 美

令和5年度 中間市健全化判断比率及び
公営企業資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算における健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査したので、その結果について意見を提出する。

令和5年度 中間市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第3 審査の期間

令和6年8月5日から8月13日まで

第4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

健全化判断比率について

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	4.0	－
令和4年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	3.3	－
早期健全化基準	13.36	18.36	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	－

備考 将来負担比率が負の値の場合は、「－」で表示される。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がなく、実質公債費比率については4.0%、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を上回っており(算定式は8ページ参照)、いずれも早期健全化基準350.0%を下回っている。

令和5年度 中間市公営企業資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第3 審査の期間

令和6年8月5日から8月13日まで

第4 審査の結果

審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

資金不足比率について

(単位: %)

会計名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	資金不足額なし	資金不足額なし	20.0
水道事業会計	資金不足額なし	資金不足額なし	

資金不足比率について、今年度はすべての会計において資金不足が生じていない。

(参 考 資 料)

1 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率の状況

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		899, 125	1, 099, 354	△ 200, 229
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	公 共 用 地 先 行 取 得 特 別 会 計	0	0	0
		住 宅 新 築 資 金 等 特 別 会 計	△ 318, 582	△ 320, 894	2, 312
		地 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計	1, 188	1, 502	△ 314
	合 計		581, 731	779, 962	△ 198, 231
標 準 財 政 規 模		9, 834, 318	9, 780, 124	54, 194	
実 質 赤 字 比 率		△ 5. 91%	△ 7. 97%	2. 06%	

※ 実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

令和5年度の一般会計等における実質収支額は 581,731 千円で、標準財政規模 9,834,318 千円に対する割合、実質赤字比率は△5.91%となっており、黒字の状況となっている。

(2)連結実質赤字比率の状況

(単位：千円)

（単位：千円）

会計名			実 質 収 支 額		
			令和 5 年度	令和 4 年度	増減
一 般 会 計 等	一般会計		899,125	1,099,354	△ 200,229
	特 別 会 計	公共用地先行取得特別会計	0	0	0
		住宅新築資金等特別会計	△ 318,582	△ 320,894	2,312
		地域下水道事業特別会計	1,188	1,502	△ 314
		小計（A）		581,731	779,962
一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 会計		特別会計国民健康保険事業	△ 660,662	△ 652,045	△ 8,617
		介護保険事業特別会計	358,821	337,058	21,763
		後期高齢者医療特別会計	18,922	17,265	1,657
小計（B）			△ 282,919	△ 297,722	14,803
公営企業会計名			資金不足・剰余額		
			令和 5 年度	令和 4 年度	増減
法適用 企業	宅地造成事業 以外	水道事業会計	1,243,189	1,307,718	△ 64,529
		公共下水道事業会計	288,847	229,101	59,746
小計（C）			1,532,036	1,536,819	△ 4,783
合計（A＋B＋C）			1,830,848	2,019,059	△ 188,211
標準財政規模			9,834,318	9,780,124	54,194
連結実質赤字比率			△ 18.61%	△ 20.64%	2.03%

令和5年度の一般会計等における実質収支額は581,731千円で、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は△282,919千円、公営企業会計における資金剰余額は1,532,036千円、その合計額は1,830,848千円で標準財政規模9,834,318千円に対する割合、連結実質赤字比率は△18.61%となっており、黒字の状況となっている。

(注)

1. 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と、次の2と3のいずれも属さない特別会計をいう。
2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいう。
3. 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

(3) 実質公債費比率の状況

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和4年度
①元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1,197,276	1,217,983
②公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	598,201	573,494
③一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	25,575	25,084
④一時借入金の利子	0	0
⑤特定財源の額	322,114	325,377
⑥事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	392,643	425,647
⑦災害復旧費等に係る基準財政需要額	686,500	707,677
⑧密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (ただし、②～④に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限り)	26,023	25,978
⑨標準税収入額等	5,132,293	4,911,881
⑩普通交付税額	4,641,666	4,730,553
⑪臨時財政対策債発行可能額	60,359	137,690

区 分	実質公債費比率（％） （単年度）	実質公債費比率（％） （３ヵ年平均）	
令和５年度	4.51100	4.0	
令和４年度	3.84977		3.3
令和３年度	3.76818		
令和２年度	2.31808		

令和５年度の実質公債費比率（３ヵ年平均）は、４．０％となっており、早期健全化基準 ２５．０％を下回っている。

（注）算定式は以下のとおり

$$\text{実質公債費比率（％）} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

A: 地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）①

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）②＋③＋④

C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑤

D: 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
⑥＋⑦＋⑧

E: 標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」）⑨＋⑩＋⑪

(4) 将来負担比率の状況

ア 将来負担額

区 分	金 額		
	令和 5 年度	令和 4 年度	増減
地方債の現在高	10,212,635	10,983,731	△ 771,096
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	12,397,863	12,871,770	△ 473,907
組合負担等見込額	161,144	173,631	△ 12,487
退職手当負担見込額	696,437	1,090,570	△ 394,133
設立法人の負担額等負担見込額	0	0	0
地方道路公社	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
地方独立行政法人	0	0	0
第三セクター等	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
計 (A)	23,468,079	25,119,702	△ 1,651,623

イ 充当可能財源等

(単位：千円)

区 分	金 額		
	令和 5 年度	令和 4 年度	増減
充当可能基金	8,311,666	6,994,287	1,317,379
充当可能特定歳入	5,621,226	5,816,823	△ 195,597
(うち都市計画税)	(4,792,204)	(4,820,126)	(△ 27,922)
基準財政需要額算入見込額	12,572,168	13,262,817	△ 690,649
計 (B)	26,505,060	26,073,927	431,133

ウ 将来負担比率

令和５年度	令和４年度	増減
—	—	—

※充当可能財源等が将来負担額を上回っている場合は「—」と表示している。

令和５年度の将来負担比率は、マイナスとなっており、早期健全化基準 350.0%を下回っている。

(注)算定式は以下のとおり

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	
25,119,702		26,073,927	
			=
			令和4年度 将来負担比率
			△ 11.0%
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	
9,780,124		1,159,302	
			=
			令和5年度 将来負担比率
			△ 34.7%
将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	
23,468,079		26,505,060	
			=
			令和5年度 将来負担比率
			△ 34.7%
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	
9,834,318		1,105,166	

2 資金不足比率の状況

(単位：千円)

会 計 名		資金不足・ 剰余額	事業の規模	資金不足比率 (%)
公共下水道事業会計	令和5年度	288,847	494,700	—
	令和4年度	229,101	491,407	—
	増減	59,746	3,293	—
水道事業会計	令和5年度	1,243,189	680,153	—
	令和4年度	1,307,718	709,301	—
	増減	△ 64,529	△ 29,148	—

資金不足比率について、今年度はすべての会計において資金不足は生じていない。

(注)算定式は以下のとおり

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

3 算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 歳入歳出決算書
- ・ 歳入歳出決算事項別明細書
- ・ 実質収支に関する調書
- ・ 財産に関する調書
- ・ 基金の運用状況に関する調書
- ・ 公営企業各会計の決算書及び事業報告書等附属書類
- ・ 地方交付税算定台帳
- ・ 地方財政状況調査表

